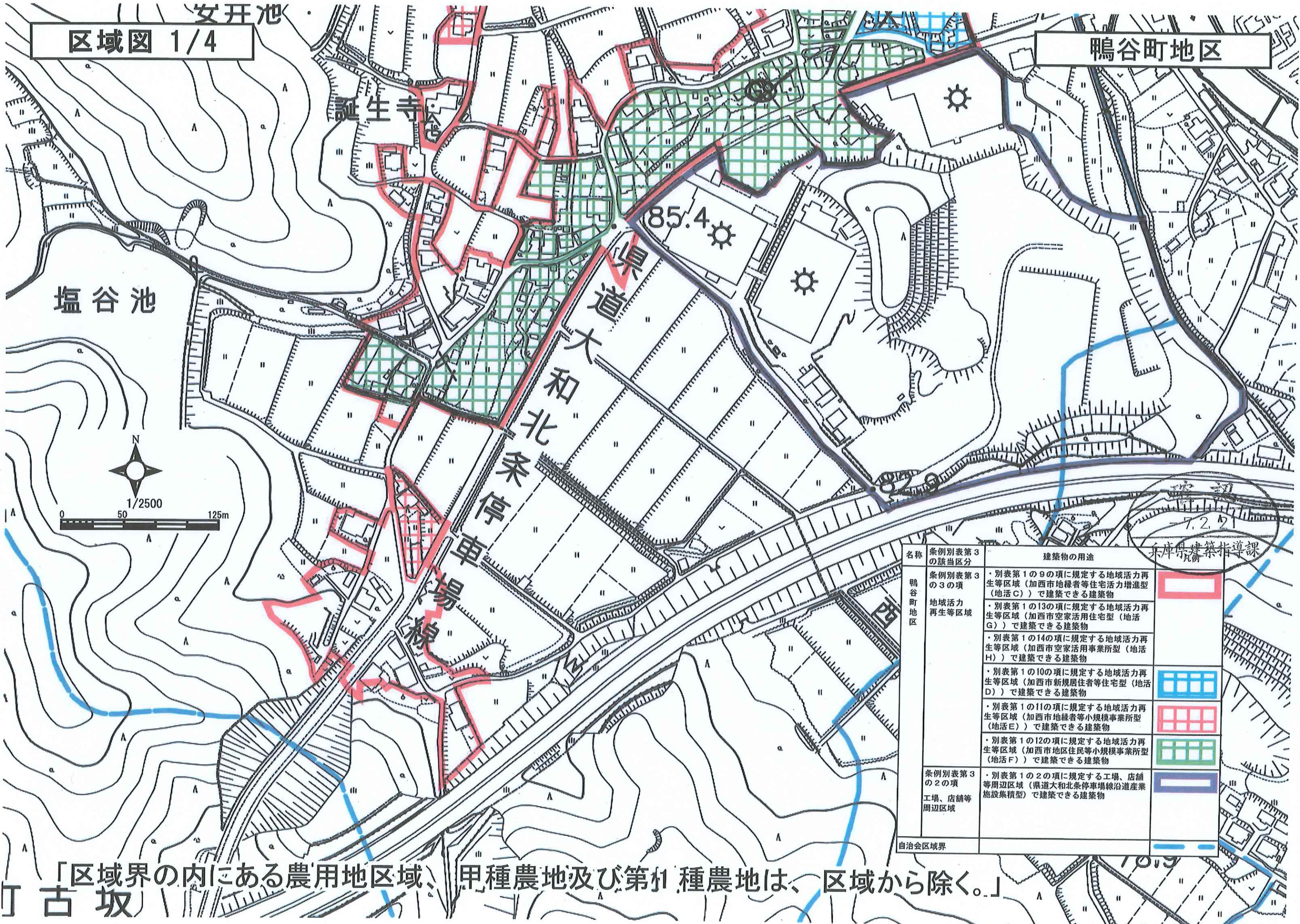




塩谷池

誕生寺

大和北条停車場

85.4

7.2.21

兵庫県建築指導課

名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途
鴨谷町地区	条例別表第3の3の項 地域活力再生等区域	・別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））で建築できる建築物 ・別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物 ・別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））で建築できる建築物
		・別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域（加西市新規居住者等住宅型（地活D））で建築できる建築物
		・別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所型（地活E））で建築できる建築物
		・別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地区住民等小規模事業所型（地活F））で建築できる建築物
	条例別表第3の2の項 工場、店舗等周辺区域	・別表第1の2の項に規定する工場、店舗等周辺区域（県道大和北条停車場線沿道産業施設集積型）で建築できる建築物
自治会区域界		

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」

区域図 2/4

鴨谷町

鴨谷町地区

名称	条例別表第3 の該当区分	建築物の用途	凡例
鴨谷町地区	条例別表第3 の3の項 地域活力 再生等区域	・別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））で建築できる建築物	
		・別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物	
		・別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））で建築できる建築物	
		・別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域（加西市新規居住者等住宅型（地活D））で建築できる建築物	
		・別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所型（地活E））で建築できる建築物	
		・別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地区住民等小規模事業所型（地活F））で建築できる建築物	
	条例別表第3 の2の項 工場、店舗等 周辺区域	・別表第1の2の項に規定する工場、店舗等周辺区域（県道大和北条停車場線沿道産業施設集積型）で建築できる建築物	
自治会区域界			

大歳神社

誕生寺



0 50 125m
1/2500

82.2

85.4

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」

-7.2.21
兵庫県建築指導課

奥池

権



1/2500

0 50 125m

牧谷川

84.9

名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
鴨谷町地区	条例別表第3の3の項	・別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））で建築できる建築物	
	地域活力再生等区域	・別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物 ・別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業型（地活H））で建築できる建築物	
		・別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域（加西市新規居住者等住宅型（地活D））で建築できる建築物	
		・別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業型（地活E））で建築できる建築物	
		・別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地区住民等小規模事業型（地活F））で建築できる建築物	
	条例別表第3の2の項	工場、店舗等周辺区域（県道大和北条停車場線沿道産業施設集積型）で建築できる建築物	
自治会区域界			

宮谷池

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」

確認

7.2.21

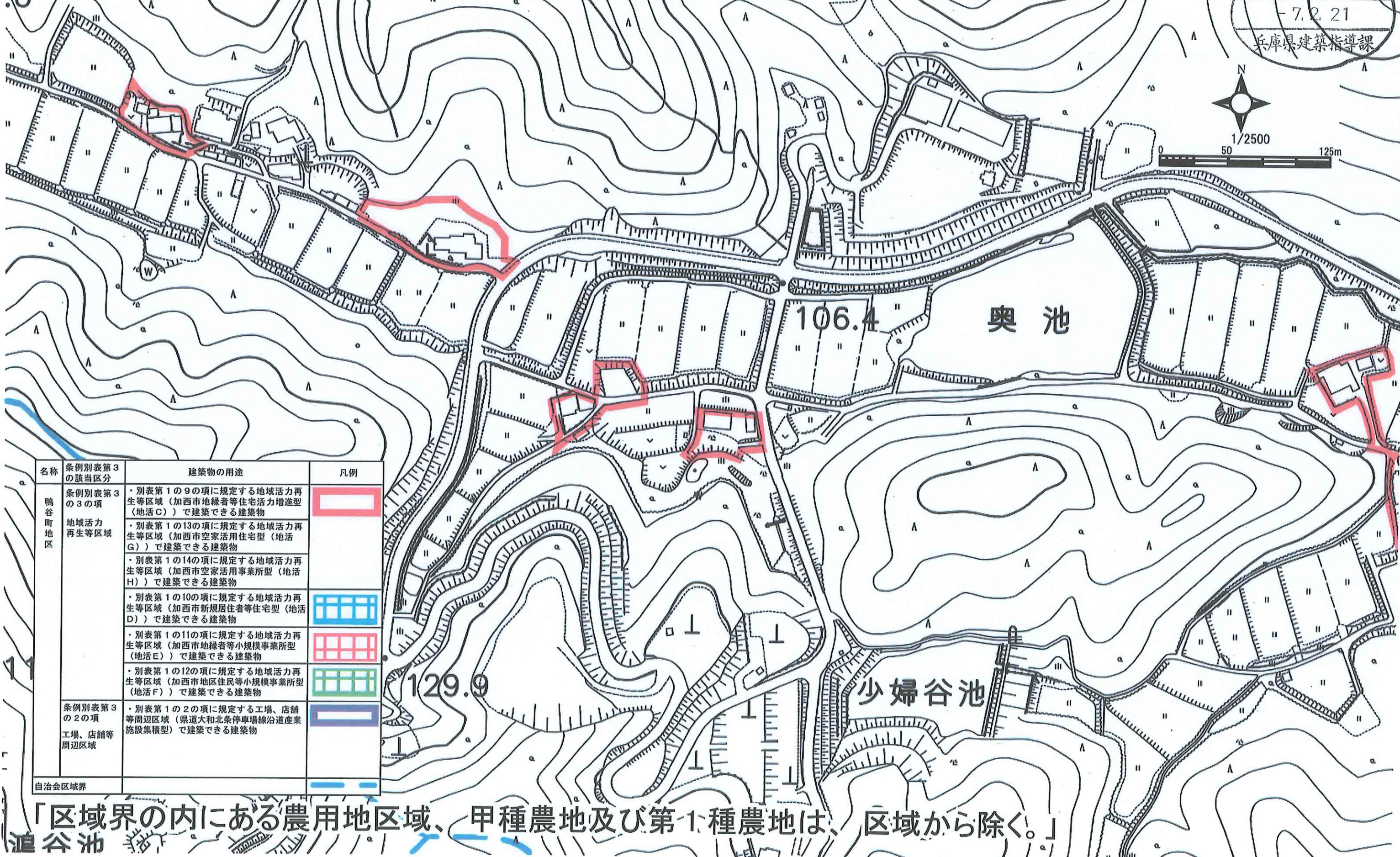
兵庫県建築指導課



1/2500

0 50 125m

6



名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
鴨谷町地区	条例別表第3の3の項	・別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））で建築できる建築物	
	地域活力再生等区域	・別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物	
		・別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））で建築できる建築物	
		・別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域（加西市新規居住者等住宅型（地活D））で建築できる建築物	
		・別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所型（地活E））で建築できる建築物	
		・別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地区住民等小規模事業所型（地活F））で建築できる建築物	
	条例別表第3の2の項	工場、店舗等周辺区域	
	工場、店舗等周辺区域	・別表第1の2の項に規定する工場、店舗等周辺区域（県道大和北条停車場線沿道産業施設集積型）で建築できる建築物	
	自治会区域界		

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」